

第2期中期目標期間 事業報告書

自 平成20年 4月 1日
至 平成25年 3月31日



独立行政法人 空港周辺整備機構

I	はじめに	1
II	業務運営に関する報告	
	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
	(1) 組織運営の効率化	2
	(2) 人材の活用	6
	(3) 業務運営の効率化	
	①代替地造成事業の廃止	7
	②事業費の抑制	8
	③一般管理費の抑制	10
	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	
	(1) 業務の質の向上	12
	(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施	15
	(3) 随意契約の見直し	20
	(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備	25
	(5) 業務の確実な実施	
	①再開発整備事業	26
	②民家防音工事補助事業	29
	③移転補償事業	34
	④大阪国際空港周辺における緑地整備事業	37
	⑤福岡空港周辺における緑地整備事業	39
	(6) 空港と周辺地域の共生	41
	3. 予算、収支計画及び資金計画	42
	4. 短期借入金の限度額	45
	5. 重要な財産の処分等に関する計画	45
	6. 剰余金の使途	45
	7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	
	(1) 人事に関する計画	
	①給与水準	46
	②定年退職者の補充	48
	(2) 騒音防止法第29条第1項に規定する積立金の使途	49
	(3) 大阪国際空港に係る業務並びに権利及び義務の新関西国際空港 株式会社への承継	50

はじめに

この報告書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の第2期中期目標期間（平成20年4月1日から平成25年3月31日まで）に係る業務運営評価のために作成したものです。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

(中期目標)

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、整理合理化計画を着実に実行すること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しに伴う将来の事業量の推移並びに平成22年度までに行うこととしている独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方の検討結果を踏まえて所要の見直しを行うこと。

(中期計画)

① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。

また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。

② 事業の実施形態及び組織の在り方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度には部の統合と課の廃止を行い、3名の定員削減を行った。

また、大阪国際空港の騒音対策区域の見直し（平成21年3月6日に告示）による事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行った。

② 事業の実施形態及び組織の在り方については、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号）に基づき、大阪国際空港に係る業務並びに権利及び義務を平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社に承継したことに伴い、大阪国際空港事業本部を廃止した。

〔平成20年度〕

- ・大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課を廃止。
- ・大阪国際空港事業本部事業第二部を事業第一部と統合し、事業部とした。
- ・部長1名、職員2名、合計3名を削減。

〔平成21年度〕

- ・大阪国際空港事業本部総務部調査役を廃止。
- ・福岡空港事業本部総務課考査役を廃止。
- ・職員4名を削減。

〔平成22年度〕

- ・大阪国際空港事業本部事業部調査役を廃止。
- ・職員13名を削減。

〔平成23年度〕

- ・大阪国際空港事業本部事業部用地補償課と緑地造成課を統合し、緑地整備課とした。
- ・役員1名、職員3名、合計4名を削減。

〔平成24年度〕

- ・大阪国際空港事業本部を廃止するとともに、役員2名、職員32名、合計34名を削減。
なお、大阪国際空港事業本部総務部総務課・企画課・会計課において担っていた本社機能の福岡空港事業本部への移転に伴う増員については、3名に止めた。

2) 次期中期目標期間における見通し

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成29年度までに、現在の事業三課体制を二課体制へ見直しを行う。また、管理業務の効率化を図ることにより、組織・定員の見直しを図る。

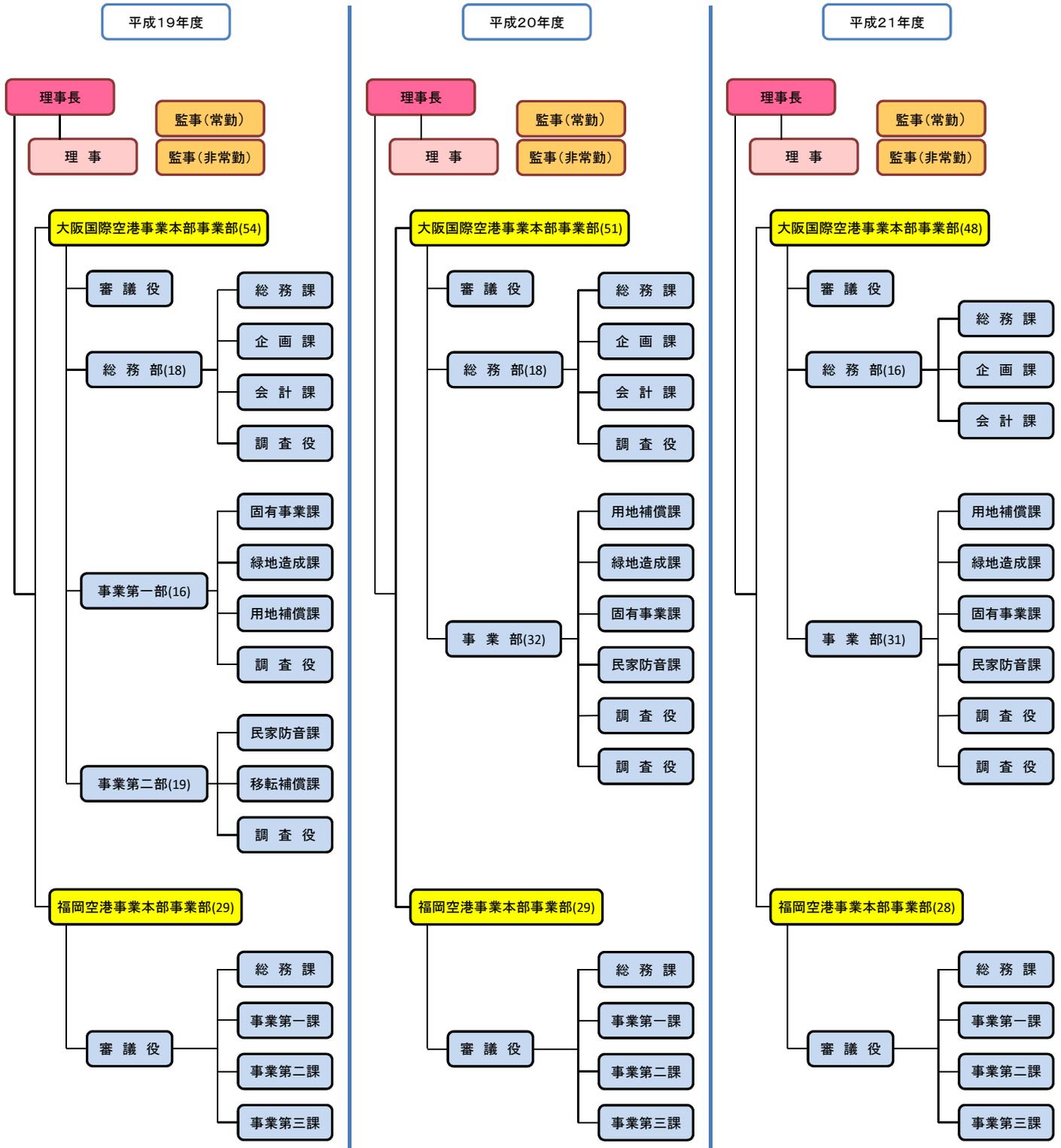
II 業務運営に関する報告



独立行政法人
空港周辺整備機構

○第2期目標期間中における組織体制の推移

	19年度	20年度	前年度比	21年度	前年度比	22年度	前年度比	23年度	前年度比	24.4.1	前年度比	24.7.1	19年度比
理事長	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
理事	4	4	0	4	0	4	0	3	△1	3	0	1	△3
監事(常勤・非常勤)	2	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
職員	83	80	△3	76	△4	63	△13	60	△3	51	△9	28	△55
(うち大阪)	54	51	△3	48	△3	37	△11	34	△3	24	△10	0	△54
(うち福岡)	29	29	0	28	△1	26	△2	26	0	27	+1	28	△1
合計	90	87	△3	83	△4	70	△13	66	△4	57	△9	32	△58

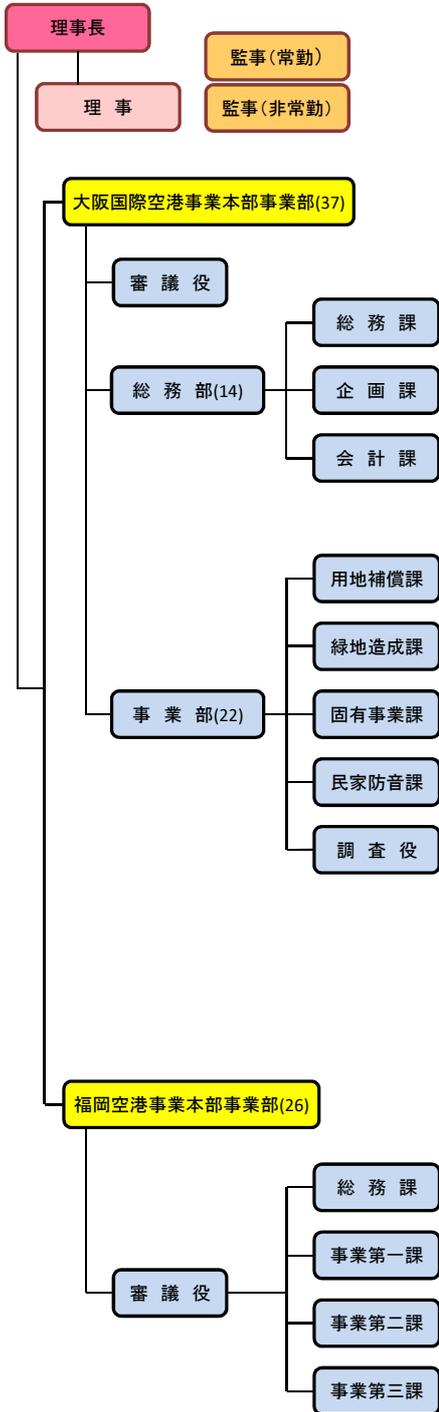


II 業務運営に関する報告

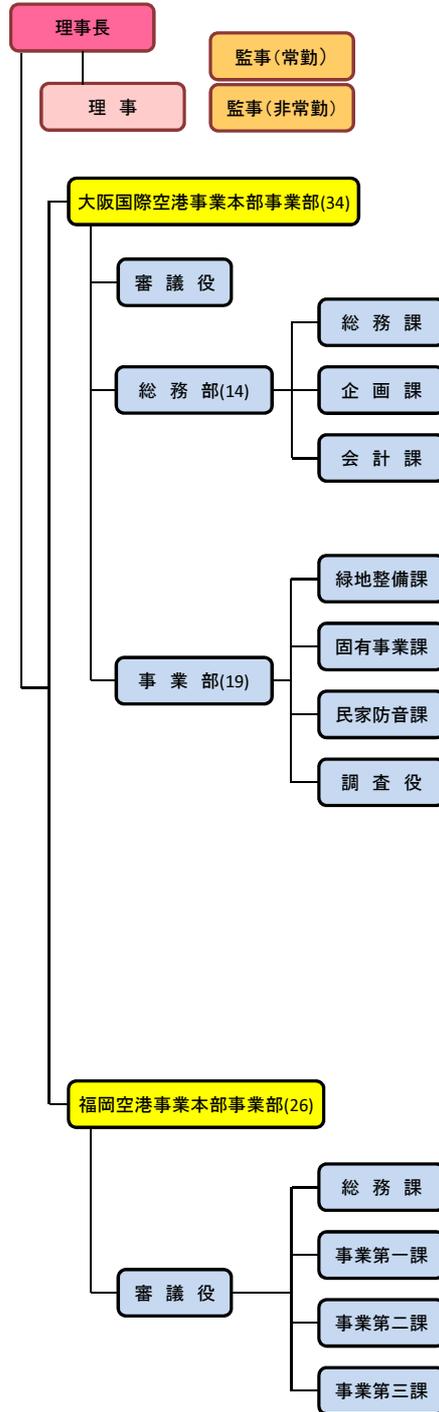


独立行政法人
空港周辺整備機構

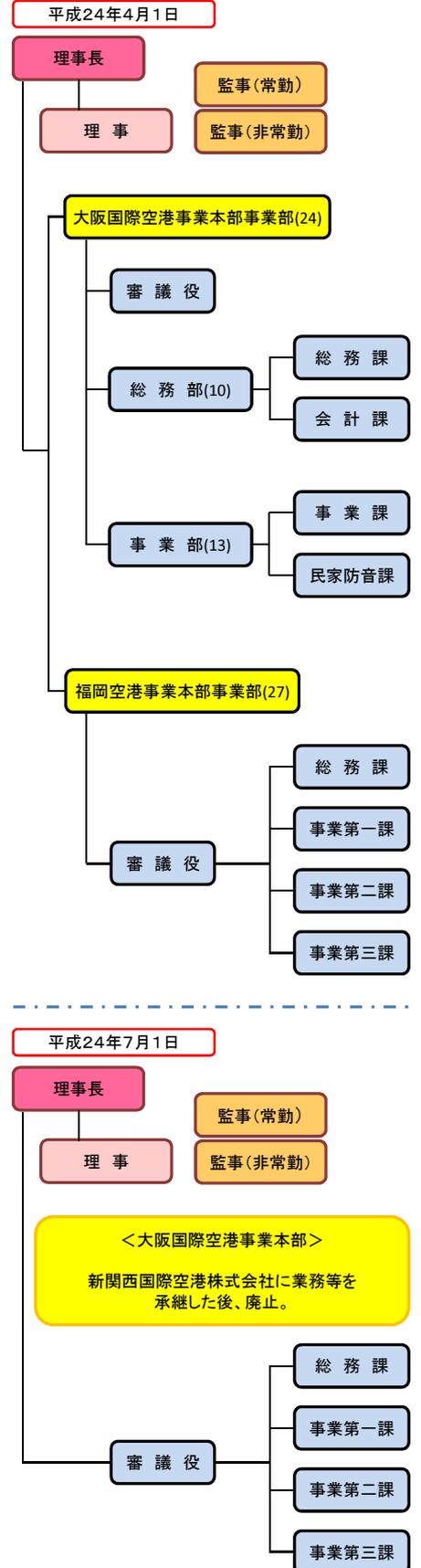
平成22年度



平成23年度



平成24年度



(2) 人材の活用

(中期目標)

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

(中期計画)

人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

若く、専門的知見を有する者の派遣について国及び地方公共団体（大阪府・兵庫県・福岡県・福岡市）と調整を行い、年齢バランスの改善に努めた結果、職員の平均年齢は、42.9歳（平成20年4月）から42.5歳（平成25年4月）となり、改善を図ることができた。

役職別・出身別の職員数及び平均年齢

役職	出身別	H20.4		H21.4		H22.4		H23.4		H24.4		H25.4	
		定員	平均年齢										
参事	国	8	53.8	8	52.6	8	52.3	8	53.8	6	52.2	3	52.7
	府・県・市	5	56.4	5	56.2	4	57.3	4	58.3	2	55.5	2	55.5
	計	17	55.5	16	54.8	15	54.9	14	55.6	9	53.4	5	53.8
副参事	国	10	46.0	10	44.7	10	44.7	11	46.1	7	45.6	3	45.0
	府・県・市	6	52.2	5	51.0	3	50.3	3	51.3	1	51.0	1	51.0
	計	18	49.0	17	47.8	14	46.6	14	47.2	8	46.3	4	46.5
主査	国	20	34.0	18	34.6	17	34.6	15	35.8	11	36.0	6	37.7
	府・県・市	8	43.5	8	45.9	8	46.6	6	48.2	5	48.4	5	48.8
	計	28	36.7	26	38.1	25	38.1	21	39.3	16	39.9	11	42.7
副主査	国	3	28.0	4	27.8	2	27.5	1	30.0	1	31.0	1	24.0
	府・県・市	12	34.5	11	34.1	8	31.1	7	30.9	6	32.6	6	33.1
	計	15	33.2	15	32.4	10	30.4	8	30.8	7	32.3	7	31.9
全体計		78	42.9	74	42.8	64	42.7	57	44.1	40	43.9	27	42.5

※ 計にはプロパー職員を含む。

2) 次期中期目標期間における見通し

人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

また、外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の能力開発を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

(3) 業務運営の効率化 ① 代替地造成事業の廃止

(中期目標)

代替地造成事業は、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間をおいた上で平成21年度に廃止すること。

(中期計画)

代替地造成事業は、周辺地方公共団体等に対する周知活動を進め、平成21年度に廃止する。

なお、移転補償対象者から代替地の要望（照会）等があった場合には、要望者のニーズに合った情報を提供する等により適切に対応する。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

代替地造成事業の廃止について、機構ホームページにて公表するとともに、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する連絡協議会において周知を図り、平成21年3月末をもって事業を廃止した。

なお、移転補償事業対象者からの照会に対しては適切に対応を行った。

(3) 業務運営の効率化 ② 事業費の抑制

(中期目標)

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%程度に相当する額を削減する。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

(中期計画)

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見直し

1) 中期目標期間における取組

事業費については、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにより事業量が減少したことに加え、空調機器更新工事補助の定額制の導入や契約方法の見直しなどの事業執行方法の改善等を通じて効率的な執行を図ったことなどにより、最終事業年度（平成24年度）において平成19年度比で79.1%（8,518百万円）に相当する額を削減した。

なお、福岡空港事業本部のみで見た場合の事業費は、計画値7.8%増に対し59.6%（3,018百万円）の削減となっている。

〔主な取組〕

- ・ 民家防音工事補助事業において、調査内容の見直しにより調査単価を約40%削減するとともに、空調機器の工事単価の見直しを行い約20%減額した。
- ・ 民家防音工事補助事業において、一般競争入札制度を導入した。
- ・ 民家防音工事補助事業において、平成22年度から、事業費の更なる縮減と事務の効率化を図るため、空調機器更新工事補助の定額制の導入を行った。
- ・ 各事業において、一般競争入札制度による契約を促進した。



第2期中期目標期間における事業費の推移

(単位:百万円)

事業名/年度	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額
事業費(大阪)	5,697	4,058	4,313	3,943	3,772	3,401	2,849	3,209	1,646	3,008	197	
再開発整備	312	223	223	249	221	387	223	298	300	288	76	
移転補償	355	88	88	94	18	106	31	99	555	105	4	
緑地造成	2,186	2,065	2,320	2,305	2,037	1,706	1,747	1,643	165	1,429	0	
民家防音	2,845	1,681	1,681	1,295	1,497	1,202	848	1,169	625	1,186	116	
事業費(福岡)	5,068	4,363	4,407	5,253	5,304	4,674	2,055	5,486	2,568	5,464	2,050	
再開発整備	440	318	318	1,477	1,903	341	444	412	570	316	498	
移転補償	4,154	3,695	3,695	3,457	3,113	3,995	1,384	4,596	1,797	4,597	1,326	
緑地造成	65	68	113	38	45	56	51	48	49	49	57	
民家防音	409	281	281	281	243	282	176	430	152	502	169	
事業費(合算)	10,765	8,421	8,720	9,196	9,076	8,075	4,905	8,695	4,214	8,472	2,247	
再開発整備	752	541	541	1,726	2,124	727	667	711	870	604	574	
移転補償	4,509	3,784	3,784	3,552	3,131	4,101	1,415	4,695	2,352	4,702	1,330	
緑地造成	2,250	2,134	2,433	2,343	2,082	1,763	1,798	1,691	214	1,478	57	
民家防音	3,254	1,962	1,963	1,576	1,740	1,484	1,025	1,599	777	1,689	285	

対19年度比(全体)	▲ 21.8%	▲ 19.0%	▲ 14.6%	▲ 15.7%	▲ 25.0%	▲ 54.4%	▲ 19.2%	▲ 60.9%	▲ 21.3%	▲ 79.1%
(大阪)	▲ 28.8%	▲ 24.3%	▲ 30.8%	▲ 33.8%	▲ 40.3%	▲ 50.0%	▲ 43.7%	▲ 71.1%	▲ 47.2%	▲ 96.5%
(福岡)	▲ 13.9%	▲ 13.0%	▲ 3.7%	▲ 4.7%	▲ 7.8%	▲ 59.5%	▲ 8.2%	▲ 49.2%	▲ 7.8%	▲ 59.6%

※1 前年度からの繰越及び管理勘定への繰入は含まない。

※2 計画額には地方からの受託分は含まない。

※3 21年度予算額は22年2月の予算実施計画変更後、22年度予算額は22年7月及び12月の予算実施計画変更後の計数である。

※4 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。



2) 次期中期目標期間における見通し

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%以上に相当する額を削減する。

(3) 業務運営の効率化 ③ 一般管理費の抑制

(中期目標)

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%程度に相当する額を削減すること。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

(中期計画)

一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見直し

1) 中期目標期間における取組

一般管理費については、組織定員の見直しによる人件費の削減及び福利厚生制度の見直しなどを行った結果、最終事業年度（平成24年度）において平成19年度比で、計画の目標値を大幅に上回る54.5%（651百万円）に相当する額を削減した。

なお、福岡空港事業本部のみで見た場合の一般管理費の削減率は、計画値9.3%に対し2.9%（12百万円）となっているが、これは大阪国際空港事業本部の廃止および本社機能の移転に伴い、役職員が福岡空港事業本部に異動しており、人件費等が増加したことによるものである。これらの要因がなかった場合の削減率は16.3%（67百万円）となっている。

〔主な取組〕

- 中期目標期間中、役員3名、職員55名の定員削減を行い、人件費を削減。
- レクリエーション経費について、国における取扱いに準じて平成20年度に廃止。
- レクリエーション経費以外の福利厚生費についても、平成20年度及び平成22年度に制度の一部を廃止。
- 事務所の余剰スペースの返還。
- 事務所賃料について、大家と交渉し、引き下げを実現。
- ファイル及びコピー用紙等消耗品の再利用の推進。
- 両面コピー利用の推進。
- 空調機の適正な温度管理の徹底。
- 執務室の昼休みの消灯の励行。



第2期中期目標期間における一般管理費の推移

(単位:百万円)

事業名/年度	19年度	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	
一般管理費(大阪)	785	733	733	703	678	672	538	650	502	642	146
人件費	634	582	582	552	531	522	404	499	371	497	90
物件費	152	151	151	151	148	151	134	150	132	145	57
一般管理費(福岡)	410	403	403	395	398	394	353	394	361	372	398
人件費	321	317	317	309	311	308	276	308	285	289	301
物件費	89	86	86	86	87	86	77	86	76	83	97
一般管理費(合算)	1,195	1,136	1,136	1,097	1,076	1,067	891	1,044	863	1,015	544
人件費	954	899	899	861	842	830	680	807	655	786	391
物件費	241	237	237	237	234	237	211	237	208	228	153

対19年度比(全体)	▲ 4.9%	▲ 4.9%	▲ 8.2%	▲ 10.0%	▲ 10.7%	▲ 25.4%	▲ 12.6%	▲ 27.8%	▲ 15.1%	▲ 54.5%
(大阪)	▲ 6.6%	▲ 6.6%	▲ 10.4%	▲ 13.6%	▲ 14.4%	▲ 31.5%	▲ 17.2%	▲ 36.1%	▲ 18.2%	▲ 81.4%
(福岡)	▲ 1.7%	▲ 1.7%	▲ 3.7%	▲ 2.9%	▲ 3.9%	▲ 13.9%	▲ 3.9%	▲ 12.0%	▲ 9.3%	▲ 2.9%

※ 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。



2) 次期中期目標期間における見通し

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で15%以上に相当する額を削減する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の質の向上

(中期目標)

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応すること。

① 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制を整備すること。

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。

(中期計画)

業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。

① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。

② 広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させることなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

① 連絡協議会を毎年度2回以上開催し、事業実施状況や年度計画等の説明及び機構を取り巻く情勢について情報提供を行うなど、事業の円滑な推進に向けて、国及び関係自治体と意思疎通を図った。

このほか、国、県、福岡市、機構、その他関係機関で構成する福岡空港周辺の整備等に関する意見交換会において、福岡空港周辺のまちづくりに関する意見交換を行い、また同会議を通じ、福岡空港周辺住民団体へ航空機騒音評価指標の変更などの情報提供を行った。

○連絡協議会開催状況

	開催日	主な議題・報告事項
20年度	H20. 8. 27:(大阪) H20. 9. 2:(福岡)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度事業実績 平成20年度事業実施状況 平成21年度予算概算要求概要 第1期中期業務実績
	H20. 12. 24:(大阪) H20. 12. 24:(福岡)	<ul style="list-style-type: none"> 業務方法書の改正について（代替地造成事業の廃止）（※）
	H21. 3. 27:(大阪) H21. 3. 26:(福岡)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度事業実施状況 平成21年度計画（案） 平成21年度予算実施計画（案）
21年度	H21. 8. 27:(大阪) H21. 8. 28:(福岡)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度事業実績 平成21年度事業実施状況 平成22年度予算概算要求概要 独立行政法人整理合理化計画の対応状況
	H22. 3. 29:(大阪) H22. 3. 30:(福岡)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度事業実施状況 平成22年度計画（案） 平成22年度予算実施計画（案） 独立行政法人の抜本的な見直しについて
22年度	H22. 8. 27:(大阪) H22. 8. 30:(福岡)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度事業実績 平成22年度事業実施状況 平成23年度予算概算要求概要 国土交通省成長戦略（戦略3 空港経営の抜本的効率化、戦略4 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合について）
	H23. 3. 28:(大阪) H23. 3. 29:(福岡)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度事業実施状況 平成23年度計画（案） 平成23年度予算実施計画（案） 福岡空港周辺整備中期基本方針について
23年度	H23. 8. 29:(大阪) H23. 8. 30:(福岡)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度事業実績 平成23年度事業実施状況 平成24年度予算概算要求概要 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合について 空港運営のあり方に関する検討会報告書について
	H24. 3. 28:(大阪) H24. 3. 28:(福岡)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度事業実施状況 平成24年度計画（案） 平成24年度予算実施計画（案） 中期目標・計画の変更について 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針について 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案について
24年度	H24. 4. 26:(福岡)	<ul style="list-style-type: none"> 業務方法書の改正について（騒防法の改正に伴う改正）（※）
	H24. 8. 30	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度事業実績 平成24年度事業実施状況 平成25年度予算概算要求概要 平成24年7月以降の組織体制について パンフレット・ホームページのリニューアルについて 独立行政法人通則法の改正法律案について 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案について
	H25. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> 第3期中期目標・計画（案）（※）
	H25. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度事業実施状況 第2期中期目標・計画の達成（見込）状況 第3期中期目標・計画（案） 平成25年度計画（案） 平成25年度予算実施計画（案） 航空機騒音評価指標の変更について

（※）会議開催に代えて文書による協議を行った。

② 広報活動の充実

イ ホームページについて、毎年度の財務諸表及び業績評価結果の公表並びに事業案内や契約情報の充実を図るなど、積極的な情報提供を行った。また、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に関する情報の掲載や、平成22年度からの空調機器更新工事補助における新制度の導入に伴う改修、平成24年7月の大阪国際空港事業本部の廃止に伴う全面リニューアルを実施するとともに、関係自治体のホームページに機構ホームページへのリンクを貼るなど、利用者の利便性を高めることで、各年度とも、目標値である年間3万件以上のアクセス数を確保した。

パンフレットについては、平成21年度に大阪国際空港の騒音対策区域の見直しに伴う見直しを、平成24年度に大阪国際空港事業本部の廃止に伴う全面リニューアルを実施し、周辺住民の方々にもより分かりやすい内容とした。

ホームページ改修状況

各年度共通	各年度の財務諸表及び業務実績評価結果等を公表 新着情報の速やかな掲載
H21年度	事業案内や入札情報について一部見直し
H22年度	民家防音事業の新制度に関するページの充実 「機構へのご意見・ご提案」専用の窓口を新設
H23年度	「理事長挨拶」の掲載 関空・伊丹の経営統合に関する情報の掲載
H24年度	大阪本部廃止に伴い全面リニューアル 民家防音事業の申請書類をアップロード

ホームページアクセス件数(中期計画:年間3万件以上)

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
37,486	51,058	47,216	38,292	30,071

ロ 国や関係自治体と連携を図り、空港で行われた「空の日」のイベントや関係自治体の住民窓口におけるパンフレット等の配布や、民家防音工事助成及び移転補償事業に係る情報を関係自治体の広報誌やホームページに掲載するなどの広報活動を実施した。

2) 次期中期目標期間における見通し

機構の事務・事業の運営状況について、透明性を確保する観点から、より一層の広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報に更新する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

(中期目標)

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

(中期計画)

事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底することとして、国等の取組の状況を参考としながら、以下の取組を行う。

- ① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。
- ② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。
- ③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。
- ④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。
- ⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。
- ⑥ 情報開示のあり方
機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。
 - イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。
 - ロ 特定独立行政法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。
- ⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。
- ⑧ 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
- ⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、マネジメント体制等に反映させる。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

① 役職員の人事評価

職員については、業務執行のインセンティブ向上を図るため、各職員の自己申告を踏まえた人事評価を実施し、業務・勤務成績を勤勉手当等に反映させる取組を行った。

役員については、平成21年11月に役員給与規程の改正を行い、役員賞与を期末手当と勤勉手当に区分し、勤勉手当に人事評価を反映させた。

② 内部統制の向上

理事長がマネジメントを発揮する組織とするべく、従前より実施している内部評価委員会における事業の進捗状況の把握、会計内部監査、監事及び監査法人による監査などに加え、以下の取組を行った。

- ・ 内部通報制度の導入
- ・ 規程類及び年度計画等のイントラネットへの掲載
- ・ 役員と管理職による会議の設置
- ・ リスクマネジメントのためのリスクの洗い出し及び評価
- ・ リスク軽減の方策及びリスク回避対策の検討（リスク管理表の作成）
- ・ リスク管理表について、毎年度見直しを行い、その結果を全役職員で共有を図った。
- ・ 契約監視委員会の設置及び契約状況の点検・見直し
- ・ 新規採用者研修において、倫理についての講義の実施

③ 国民の意見募集

ホームページの「お問い合わせ」窓口により機構に対する意見、提案を募集していたが、寄せられた意見等がないため、新たに「機構へのご意見・ご提案」専用の窓口を設けた。また、パンフレットに「ご意見・ご提案募集」についてホームページによるほか、ファクシミリや郵便による募集も行うことを大きく表示し、関係自治体窓口での住民への配布をすることにより幅広く意見等の募集を行っている。

なお、地域の住民団体と日常の意思疎通を図っていることもあり、これまでに寄せられた意見はなく、問い合わせに対しては適切に処理している。

業績評価に係る国民の意見募集については、国と協力して適切に実施した。

(ホームページ「ご意見・ご提案」窓口)



(パンフレット裏表紙)

ご意見・ご提案募集

空港周辺整備機構では、皆様からのご意見・ご提案を募集しております。お寄せいただいたご意見等は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

〈インターネットをご利用の場合〉
当機構のホームページ内にあります「ご意見・ご提案フォーム」
(<http://www.oeia.or.jp/toiawase/form.html>) からお願いします。

〈ファクシミリをご利用の場合〉
092-472-4598へお願いします。

〈お手紙をご利用の場合〉
空港周辺整備機構「ご意見・ご提案デスク」あて、お願いします。

④ 職員の資質の向上

外部講師等による研修を毎年3回以上実施し、外部機関が実施する研修にも積極的に職員を派遣し、住民等からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上を図った。

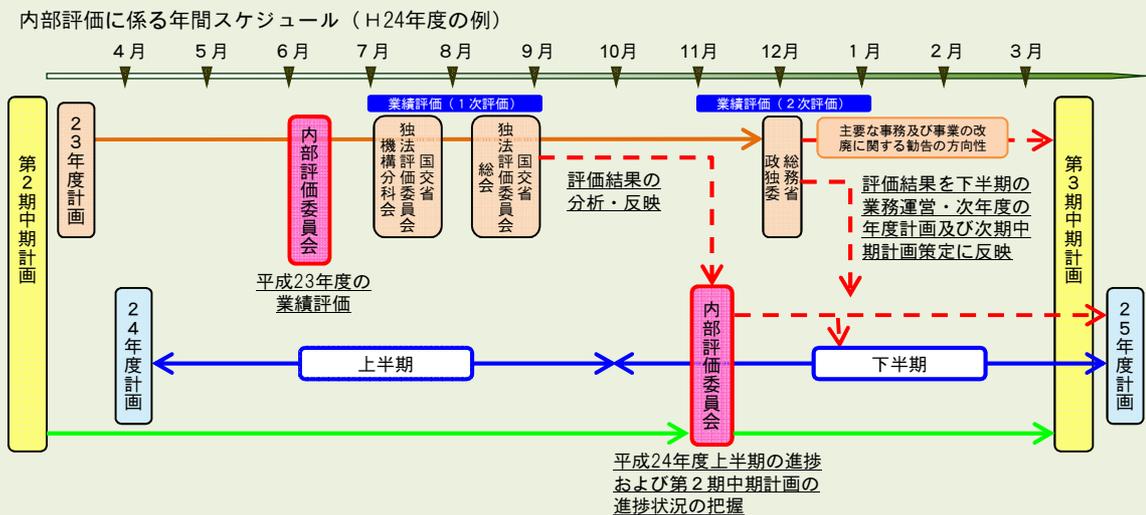
独立行政法人空港周辺整備機構 職員研修実績(平成20～24年度)

()内は内部研修実施回数

	内部研修(内部講師、外部講師)	外部研修
	研修名	研修名
20年度 (7)	新規採用職員研修(大阪・福岡) メンタルヘルスマネジメント研修(大阪) セクシュアルハラスメント防止研修(大阪・福岡) 人権・同和研修(福岡) 法務処理事例研修(福岡)	簿記研修
21年度 (6)	新規採用職員研修(大阪・福岡) クレーム処理研修(大阪) ビジネスマナー研修(大阪) 人権・同和研修(福岡) 福岡空港の運用業務研修(福岡)	空港環境対策関係担当者研修 政府関係法人会計事務職員研修 財務研修
22年度 (6)	新規採用職員研修(大阪・福岡) 内部統制研修(大阪・福岡) 法務(民事訴訟)研修(大阪) 人権・同和研修(福岡)	行政管理・評価セミナー 航空行政研修 政府出資法人等内部監査業務講習会 簿記研修 空港環境対策関係担当者研修 企業会計[基礎]研修
23年度 (6)	新規採用職員研修(大阪・福岡) 法務一般に関する研修(7, 9, 3月計3回実施)(大阪) 人権・同和研修(福岡)	用地事務職員研修 企業会計[基礎]研修 空港環境対策関係担当者研修 行政スキル(行政相談対応力)研修 コンプライアンス研修 ほか5研修
24年度 (3)	新規採用職員研修 飲酒運転撲滅研修 人権・同和研修	空港環境対策関係担当者研修 企業会計[基礎]研修 公文書管理研修 行政スキル[行政相談対応力]研修 ほか6研修

⑤ 内部評価委員会の開催

内部評価委員会を毎年2回開催し、事業の進捗状況の把握、事業実績に関する内部評価を行った。当該評価結果は業務運営に活用するとともに、次年度の年度計画及び第3期中期計画の策定に反映させた。



⑥ 情報開示のあり方

イ 年度毎に業務実績評価、財務諸表及び給与水準等を、ホームページで速やかに公表した。また、平成21年12月の役員（理事2名）の公募による選考について、応募状況や公募結果等をホームページで速やかに公表した。

ロ 職員の勤務時間その他の勤務条件について、関係規程をホームページで公表している。

⑦ 管理会計の活用

独立行政法人発足時から大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に分類して収支管理を適切に行っており、事業毎の収支管理に基づき作成した財務諸表を毎年ホームページで公表している。また、事業毎に単価の精査や事務費の縮減に努めるとともに、随意契約等見直し計画に基づく競争入札への移行、民家防音工事補助事業における競争入札の徹底、及び国の取扱いに準じた旅費事務の見直しなどにより、予算の効率的な執行に努めた。

機構の事業は、航空機騒音に対する補償事業となるため、事業を実施することで必然的に航空機騒音による障害の防止及び軽減、並びに生活環境の改善といった効果が現れている。

また、収益の発生する固有事業（再開発整備事業）においては、貸付施設の運用について、国有地使用料等の経費や保有資産の減損の判断基準を勘案して、事業継続の可否、施設撤去・国有地返還、賃貸料の改定について判断し、事業の採算性に留意した取組を実施している。

⑧ セグメント情報の開示

独立行政法人発足時から大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に分類して収支管理を適切に行っており、これらの区分に応じて、毎年度の財務諸表においてセグメント情報を開示している。

なお、「独立行政法人会計基準の改定について」（平成23年6月28日付、独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会財政制度分科会法政・公会計部会）で示されたセグメント情報の詳細な記載への変更についても、平成23事業年度から対応している。

⑨ 事後評価の在り方

役員の退職手当については、国土交通省独立行政法人評価委員会における評価結果を勘案することとしており、退職した役員の退職手当に評価委員会が決定した業績勘案率を反映させた。

役員の退職状況

役職	在職期間	退職年月日	業績勘案率
理事	3年0月	H21.3.31	1.0
理事	2年0月	H21.3.31	1.0
理事長代理	3年4月	H21.12.31	1.0
理事	5年0月	H21.12.31	1.0
理事	2年0月	H23.3.31	1.0
理事長	5年4月	H23.9.30	1.0
理事長代理	1年9月	H23.9.30	1.0
理事長代理	3年0月	H24.3.31	1.0
理事	1年0月	H24.3.31	1.0

2) 次期中期目標期間における見通し

内部統制については、従前の取組を引き続き実施するとともに、「独立行政法人における内部統制と評価について」（総務省・独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）等を参考として、次の取組について更に充実・強化を図る。

イ 業務運営方針の明確化、役職員による共有を図る。

ロ 定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行う。

ハ 内部監査の実施による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図る。

ニ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(3) 随意契約の見直し

(中期目標)

契約については、原則として一般競争によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

(中期計画)

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見直し

1) 中期目標期間における取組

平成19年11月に国から要請のあった「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について」を受けて、平成19年12月に「随意契約見直し計画」を策定した。また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて、同計画の見直しを行い、平成22年5月に「随意契約等見直し計画」を策定した。

これらの計画に基づく取組を着実に実施した結果、競争性のない随意契約は徹底的な見直しを行い、中期目標期間初年度の平成20年度から真にやむを得ないもののみとし、また、競争性のある契約における一者応札・一者応募は平成22年度以降0件とした。

取組状況については、契約監視委員会に報告し、点検を受けるとともに、その結果をホームページで公表している。



「随意契約見直し計画」と契約実施状況

単位: 件、百万円

	見直し計画 (H19.12策定)※1		平成19年度		平成20年度		平成21年度		見直し計画 (H22.5策定)※2		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.9%) 40	(34.2%) 299	(58.5%) 24	(39.8%) 117	(76.6%) 49	(79.3%) 189	(75.6%) 31	(14.7%) 134	(78.1%) 50	(81.3%) 194	(75.6%) 26	(83.6%) 162	(70.0%) 21	(60.3%) 135	(50.0%) 7	(79.4%) 66
企画競争・公募	(7.7%) 4	(10.6%) 93	(9.8%) 4	(33.7%) 99	(9.4%) 6	(3.6%) 9	(7.3%) 3	(81.9%) 747	(9.4%) 6	(3.6%) 9	(8.8%) 3	(5.0%) 10	(10.0%) 3	(3.7%) 8	(21.4%) 3	(5.7%) 5
競争性のある契約(小計)	(84.6%) 44	(44.8%) 391	(68.3%) 28	(73.5%) 215	(85.9%) 55	(82.9%) 198	(82.9%) 34	(96.7%) 881	(87.5%) 56	(84.9%) 203	(85.3%) 29	(88.6%) 172	(80.0%) 24	(63.9%) 143	(71.4%) 10	(85.1%) 70
競争性のない随意契約	(15.4%) 8	(55.2%) 481	(31.7%) 13	(26.5%) 78	(14.1%) 9	(17.1%) 41	(17.1%) 7	(3.3%) 30	(12.5%) 8	(15.1%) 36	(14.7%) 5	(11.4%) 22	(20.0%) 6	(36.1%) 81	(28.6%) 4	(14.9%) 12
合計	(100.0%) 52	(100.0%) 873	(100.0%) 41	(100.0%) 293	(100.0%) 64	(100.0%) 239	(100.0%) 41	(100.0%) 911	(100.0%) 64	(100.0%) 239	(100.0%) 34	(100.0%) 194	(100.0%) 30	(100.0%) 224	(100.0%) 14	(100.0%) 83

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※1 平成19年11月に国から要請のあった「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について」を受けて、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」。

※2 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を受けて、平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」。

① 随意契約見直し計画（平成19年12月）

平成21年度の競争性のない随意契約は、平成19年度実績の13件(31.7%)、総額78百万円(26.5%)から、7件(17.1%)、総額30百万円(3.3%)と大きく減少した。

随意契約見直し計画と比較すると、件数は計画8件(15.4%)に対し実績7件(17.1%)、金額は計画481百万円(55.2%)に対し実績30百万円(3.3%)となり、件数及び金額とも見直し計画を達成した。

契約件数の割合が計画を上回っているが、これは全体の契約件数が少なかったことによるものである。

② 随意契約等見直し計画（平成22年5月）

平成24年度の競争性のない随意契約は、4件(28.6%)、総額12百万円(14.9%)となり、平成21年度実績から更に減少した。

随意契約等見直し計画と比較すると、件数は計画8件(12.5%)に対し実績4件(28.6%)、金額は計画36百万円(15.1%)に対し実績12百万円(14.9%)となり、件数及び金額とも見直し計画を達成した。

契約件数の割合が計画を上回っているが、これは大阪国際空港事業本部を廃止したことなどにより全体の契約件数が大きく減少したことによるものである。

③ 競争性のない随意契約の見直し状況

競争性のない随意契約については、随意契約理由の妥当性、契約金額の妥当性、その他調達の必要性等の検証を行い、適宜見直しを行った結果、真にやむを得ないもののみとした。平成24年度における競争性のない随意契約は次のとおり。

- ・ 事務室借り上げに係る空調料・光熱水料負担金
- ・ 事務所共益費（水道・ガス料金）
- ・ 事務所電気代
- ・ 財務諸表の官報公告

④ 一者応札・一者応募に係る見直し状況

「随意契約等見直し計画」に基づき、以下の見直しを行った結果、平成22年度以降、競争性のある契約における一者応札・一者応募を0件とすることができた。

- ・仕様書等の見直し
- ・入札参加要件の緩和
- ・公告期間の見直し
- ・落札決定から業務開始までの準備期間確保

○競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
平成20年度	6件 / 55件	11%
平成21年度	2件 / 34件	6%
平成22年度	0件 / 29件	0%
平成23年度	0件 / 24件	0%
平成24年度	0件 / 10件	0%

⑤ 契約監視委員会の設置

当機構では、契約の競争性の確保並びに契約の内容及び手続過程の透明性の向上を図ることを目的として、学識経験を有する外部有識者の意見を適切に反映させるため、これまで「入札監視委員会」を設置していたが、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）において、全ての独立行政法人に監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を設置し、「競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検・見直しを行うこと」とされたことに伴い、当機構においても、平成21年12月15日をもって「入札監視委員会」を改組し、「契約監視委員会」を設置した。

なお、構成委員は下記のとおりである。

（平成21年12月15日～平成24年11月14日）

- 竹中 幸夫 (独) 空港周辺整備機構常勤監事
- 柳原 健治 (独) 空港周辺整備機構非常勤監事
- 西川 賢二 弁護士
- 太田 毅 公認会計士
- 松村 暢彦 大阪大学大学院准教授

（平成24年11月15日以降）

- 竹中 幸夫 (独) 空港周辺整備機構常勤監事
- 柳原 健治 (独) 空港周辺整備機構非常勤監事
- 屋宮 憲夫 福岡大学教授
- 林 桂一郎 弁護士

委員会において、一般競争入札等における入札・契約条件等（仕様書の内容、参加要件、公告期間等）の妥当性等、並びに、競争性のない随意契約における契約理由及び契約金額の妥当性、その他調達の実現性等について検証が行われた結果、下記のとおり指摘（意見）があり、改善を図った。それ以外の契約については、特段の意見表示、勧告等はなく、引き続きより一層の競争性、透明性の確保に努めることとされた。

開催日	平成22年1月26日
指摘のあった契約	福岡空港周辺測量調査業務(その1)、福岡空港周辺測量調査業務(その2)
指摘の内容	「福岡県土地家屋調査士会の会員」という参加要件について、土地家屋調査士は、どの県の土地家屋調査士会の会員であっても全国で業務を行うことができることから、「福岡県」と限定する合理的理由がない場合には、このような地域要件は設けないほうがよいのではないか。
指摘に対する改善措置	委員会で意見のあった地域要件について検討した結果、「福岡県」に限定しなくても支障がないとの結論に至ったことから、競争性を高めるため、他県の土地家屋調査士会の会員も入札に参加できるように参加要件の見直しを行う。（参加要件の見直し内容:「福岡県」という地域要件を削除する。）

⑥ その他の契約の適正化に関する取組状況

取組	実施内容	実施時期
1 随意契約限度額基準を国と同一とする	関係規程等を改正	平成19年4月
2 一般競争入札方式の対象範囲の拡大	予定価格が随意契約限度額を超える契約については、すべて適用対象とする	平成19年8月
3 契約情報公表基準を国と同一とする	関係規程等を改正	平成19年10月
4 総合評価落札方式の導入	① 関係規程等の整備 ② 関係規程等を改正し、適用対象契約を拡大	① 平成20年4月 ② 平成21年11月
5 複数年度契約の拡大	① 契約内容に応じて、適用範囲を拡大 ② 関係規程等の整備	① 平成20年4月 ② 平成21年11月
6 随意契約等の事前審査体制の強化	入札及び契約事項審査会の設置	平成20年4月
7 低入札価格調査の適用範囲の拡大・調査内容の強化	取扱要領の改正	平成21年5月 平成22年4月
8 包括的随意契約条項の見直し	関係規程等を改正し、包括的随意契約条項を削除	平成21年4月
9 一者応札・一者応募に係る改善方策	ホームページに公表	平成21年5月
10 契約監視委員会の設置（入札監視委員会からの改組）	年1回、定例会の開催	平成21年12月

⑦ 監事、会計監査人による監査

契約における一連の事務手続については、所定の規程類の手順に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、そのプロセスについて監事、会計監査人による監査において定期的にチェックを受けている。

2) 次期中期目標期間における見通し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえて取り組んできたが、引き続き適正な契約執行及び情報公開の充実に努め、競争性及び透明性の確保を図る。

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

(中期目標)

平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けて適切に対応すること。

(中期計画)

平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見直し

1) 中期目標期間における取組

周辺整備中期基本方針は、国及び関係自治体で構成する「周辺整備基本方針等策定会議」において策定することとなっており、機構は同会議の事務局として、国及び関係自治体へ協力依頼を行うなど、中期基本方針の作成に向けて体制の整備及び事務調整を行った。

その過程で、平成21年度以降の独立行政法人の見直しや空港運営のあり方の一環としての空港周辺環境対策の実施主体の検討に係る政府方針の動向もあり、国及び関係自治体と調整を図った結果、将来計画の策定は困難であると判断し、周辺整備中期基本方針の策定は行わないこととなった。

また、同基本方針の策定は行わないものの、周辺整備基本方針等を尊重して空港周辺環境対策を推進していくこととされた。

なお、大阪国際空港に係る機構が行っている事業は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号）に基づき、平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社に承継した。

(5) 業務の確実な実施

① 再開発整備事業

(中期目標)

以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。

- ① 再開発整備事業については、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）で実施している事業にあつては、国が進める国有地の処分計画を踏まえ、平成22年度末までに廃止すること。

(中期計画)

周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。

① 再開発整備事業

事業を推進するにあつては、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

大阪国際空港周辺における第1種区域（第2種区域を除く）での再開発整備事業廃止については、対象7件のうち、平成21年度に2件、平成22年度に1件を廃止し、残りの4件については、賃借人に対し退去に向けた交渉を続けていたが、結果として、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号）に基づき、第2種区域での事業とともに、新関西国際空港株式会社へ平成24年7月1日に円滑かつ適正に承継し、機構が管理する第1種区域（第2種区域を除く）での事業はなくなった。

なお、第2種区域の施設については賃貸借の継続に努力するなど、継続事業を着実に実施した。

福岡空港周辺における第1種区域（第2種区域を除く）で行っている再開発整備事業はなく、第2種区域で行っている事業については、継続事業を着実に実施した。

また、平成21年度に大井地区再開発整備事業（その3）が完了し、国、福岡県、福岡市及び機構で構成する福岡空港周辺整備計画調査委員会が策定した「大井地区地区整備基本計画」を概成することができた。

単位：件、㎡

○騒音斉合施設貸付件数等推移		H20	H21	H22	H23	H24
大阪	貸付事業件数	27	26	24	24	24
	国有地借受面積	64,982	64,447	63,741	63,741	63,741
福岡	貸付事業件数	45	45	45	42	42
	国有地借受面積	60,297	76,332	75,882	74,587	74,365
合計	貸付事業件数	72	71	69	66	66
	国有地借受面積	125,279	140,779	139,623	138,328	138,106

○大井地区再開発整備事業の概要

事業経緯

- 昭和51年6月 『公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律』第9条の3に基づき、福岡県知事が「福岡空港周辺整備計画」を策定。
- 昭和55年3月 「福岡空港周辺整備計画」を基本とし、福岡県知事が「福岡空港周辺整備実施計画」を策定。
- 平成2年3月 学識経験者、国、県、市及び機構で構成する調査検討委員会ならびに地元代表者の参画した策定協議会において「地区整備基本構想」を策定。
- 平成2年度～平成3年度 「地区整備基本構想」を具体的な事業とするため、国、県、市及び機構で構成する委員会で審議し、「地区整備基本計画」を策定。
- 平成4年4月 平成3年度の福岡空港周辺整備計画調査に基づき、国、県、市及び機構で構成する委員会で審議し、「大井地区 地区整備基本計画(再開発整備事業)」を策定。事業着手後、これまで第10次変更(平成21年3月)を行い、事業の実施を図る。
- 平成13年4月 その1事業、ショッピングセンターがオープンするが、翌年1月に同ショッピングセンターの民事再生手続が開始され、同1月末に閉店。
- 平成15年12月 その1事業、ショッピングセンターの後継としてホームセンターがオープン。
- 平成18年8月 その2事業、食品スーパーを核にしたショッピングモール(7店舗)がオープン。
- 平成22年9月 その3事業、郵便集配施設がオープン。施設内に郵便局も同時オープン。

その3事業実施に向けた取組み状況

福岡空港周辺整備計画調査委員会等において、大井地区における新たな施設建設に向けて関係自治体等との継続的な情報交換を実施。

◎騒音斉合施設の整備提案及び予定賃借人の内定(平成21年4月9日)

- ・整備提案

概算事業費	約1,500百万円(設計費含む。)
施設規模	延べ床面積 約17,000㎡ (鉄骨造二階建て)
	敷地面積 約16,000㎡
- ・内定賃借人 郵便事業株式会社

◎騒音斉合施設の建設に関する委託契約の締結(平成21年8月20日)

- ・契約期間 : 平成21年8月20日～平成22年3月31日
- ・契約相手 : 郵便事業株式会社

◎騒音斉合施設建設工事

- ・平成21年9月28日 施設建設に着手
- ・平成22年3月20日 施設整備の完了(躯体及び外装工事等)
- ・平成22年3月30日 完了検査
- ・平成22年3月31日 施設の引き渡し(受理)

◎騒音斉合施設定期建物賃貸借契約の締結(平成22年3月31日)

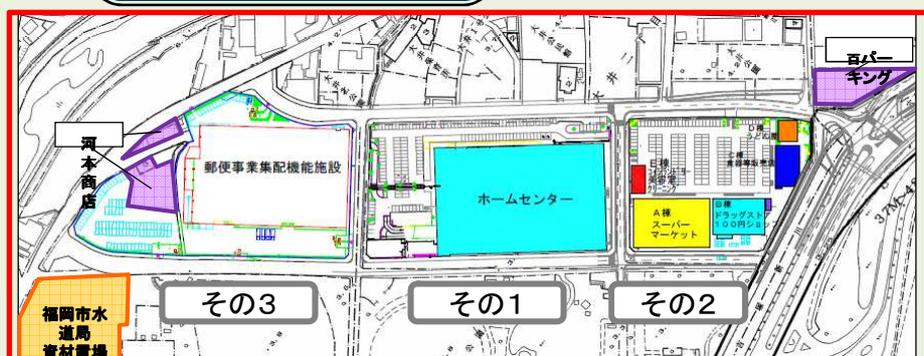
(借地借家法第38条第2項の規定に基づき、書面による事前説明を実施し、公正証書により締結。)

- ・契約期間 : 平成22年4月1日～平成42年3月31日(20年間)
- ・契約相手 : 郵便事業株式会社
- ・使用目的 : 信書等の集配施設、窓口施設、駐車場等施設

地元住民等との調整(その3事業)

- ・地元町内会に設置される大井開発委員会と6回にわたり協議し、地元住民の意向を把握するとともに、その要望については、賃借人及び自治体等関係機関と速やかに調整し、地域の発展に貢献できる施設整備となるように努めた。
- ・特に地元から強く要望された郵便局窓口(ゆうちょ銀行等)については、賃借人と交渉を重ねた結果、要望どおり設置されることとなり、地元への貢献度を高めるとともに、事業の円滑な実施に資することとなった。
- ・このほか、住民からの個別の相談、要望に対しては、直接訪問して対応するなど、きめ細かに解決を図った。
- ・施設の整備に際しては、工程会議を毎月開催するとともに、現場確認を毎週3回程度行うことにより、進捗状況を常時把握し、計画どおり平成21年度末までに完了させた。

配置図



その3



その1



その2



2) 次期中期目標期間における見通し

空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施する。

(5) 業務の確実な実施 ② 民家防音工事補助事業

(中期目標)

以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。

- ② 民家防音工事補助事業については、競争入札制度を導入することで、事業費の縮減を図りつつ、申請者に対するサービスレベルの維持に配慮すること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえ、事業の抜本の見直しを図ること。

(中期計画)

周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。

② 民家防音工事補助事業

イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。

ロ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取組み、また、申請者のニーズに応えられるよう事業の実施方法の工夫をする。

ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本の見直しを行う。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

○事業費の縮減及び事務の効率化

空調機更新工事について、次の取組を行い事業費の縮減及び事務の効率化を図った。

〔平成20年度〕

- ・空調機器の故障調査について、故障判定について従前の外部委託による調査から申請者の自己診断による判定とするなど調査内容を見直して（調査名称も「故障判定等調査」から「更新工事調査」に改正）、調査単価を約40%減額した。
- ・更新工事単価（設計金額）について見直しを行い、約20%減額した。
- ・更新工事調査の調査業者決定について、競争入札制度を導入。
- ・更新工事について、委任を受けて競争入札で決定する制度を導入。
- ・取り替え工事費の積算における標準化、統一化及び複合単価化により事務手続きの迅速化・効率化を図った。

〔平成21年度〕

- ・更新工事調査に加え、更新工事についても原則として全ての施工業者を一般競争入札で決定することとし、特段の理由により申請者が施工業者を決める場合は、他の入札結果を勘案した低減率を積算額に乗じることとした。

民家防音工事補助事業に係る見直し内容

1. 空調機器の故障調査に係る見直し

年 度	平成19年度	平成20年度
調査名称	「故障判定等調査」	「更新工事調査」
調査項目	制度説明	事前準備
	現地調査	現地調査
	工事概要書作成	工事概要書、数量表作成
	数量表作成	
	資料整理	
	申請書チェック及び概算額内訳書作成	
故障判定等調査	申請者による「故障状況報告」による	
調査業者の決定方法	随意契約（福岡は指名競争入札）	一般競争入札

2. 空調機器の更新工事に係る見直し

(1) 更新工事単価(設計金額)の見直し

年度		平成19年度	平成20年度
設計金額 (HC-1の場合)	大阪	約 12万円	約 9.5万円
	福岡	約 11万円	約 9万円

* 既存施設の撤去&処分&リサイクル費を含む

(2) 事務手続の迅速化・効率化等

① 工事積算方法の見直し

- ・空調冷媒管の標準付属品化
- ・増設コンセントのコード長の統一化
- ・空調換気扇等の撤去処分費を取替工事費に組み入れて1つの工種とする複合単価化

② 入札事務手続きの迅速化・効率化

- ・更新工事調査の調査業者について、1年間の想定件数により先行決定
- ・更新工事の業者決定入札手続きについて、極力短期間で実施

民家防音工事補助事業に係る入札等実施状況

(1) 更新工事調査に係る入札実施状況と事業費の縮減効果

		平成20年度		平成21年度	
		件数	平均落札率	件数	平均落札率
大阪	全て一般競争入札	3,490件	73.5%	693件	66.6%
		福岡	658件	93.9%	572件
計		4,148件	—	1,265件	—
		縮減効果	10,850千円	縮減効果	2,980千円

※ 縮減効果については、予定価格(設計金額)合計(税抜き)と落札価格合計(税抜き)との差である。



(2) 更新工事の業者決定に係る入札実施状況と事業費の縮減効果

		平成20年度			平成21年度		
		件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率
大阪	委任・一般競争入札	28件	0.8%	83.4%	751件	41.8%	67.0%
	非委任・見積徴収	3,481件	99.2%	96.6%	1,044件	58.2%	69.8%
福岡	委任・一般競争入札	468件	100.0%	98.8%	385件	97.7%	74.9%
	非委任・見積徴収	0件	0.0%	0.0%	9件	2.3%	91.3%
計		3,977件	—	—	2,189件	—	—
		縮減効果		36,131千円	縮減効果		180,331千円

※1 縮減効果については、予定価格(設計金額)合計(税抜き)と落札価格合計(税抜き)との差である。

※2 見積徴収分について、実際の見積徴収の際は設計金額に低減率を乗じた額を予定価格としているが、縮減効果の算出にあたっては、低減率を乗じる前の設計金額を予定価格とした場合の落札価格との差で計上している。

〔平成22年度〕

- ・空調機器更新工事補助プロセスの見直し

空港周辺環境対策見直し検討委員会から出された「空港周辺環境対策事業調査一委員会報告書一」を受け、空調機器更新工事について、申請者自らが電気店等で空調機器を購入・設置(更新)し、その後に補助金を請求・受領するよう補助プロセスを見直し、申請者に対する補助金額を一定額とした新制度(定額制)を導入し、事業費の縮減と事務の簡素化を図った。

◎民家防音工事補助事業の見直し内容(平成22年4月以降)

(1) 事業費の縮減を図るため、国の補助率を改訂。

更新区分	対象機器	国の補助率		
		旧	新	改定率
更新工事①	冷暖房機	70%	60%	△10%
	換気装置	70%	50%	△20%
更新工事① (告示日後)	冷暖房機	65%	55%	△10%
	換気装置	65%	50%	△15%
更新工事②	冷暖房機	65%	55%	△10%
	換気装置	65%	50%	△15%
更新工事③	冷暖房機		50%	新規
	換気装置		50%	

【参考】新旧制度での負担割合の比較(イメージ)

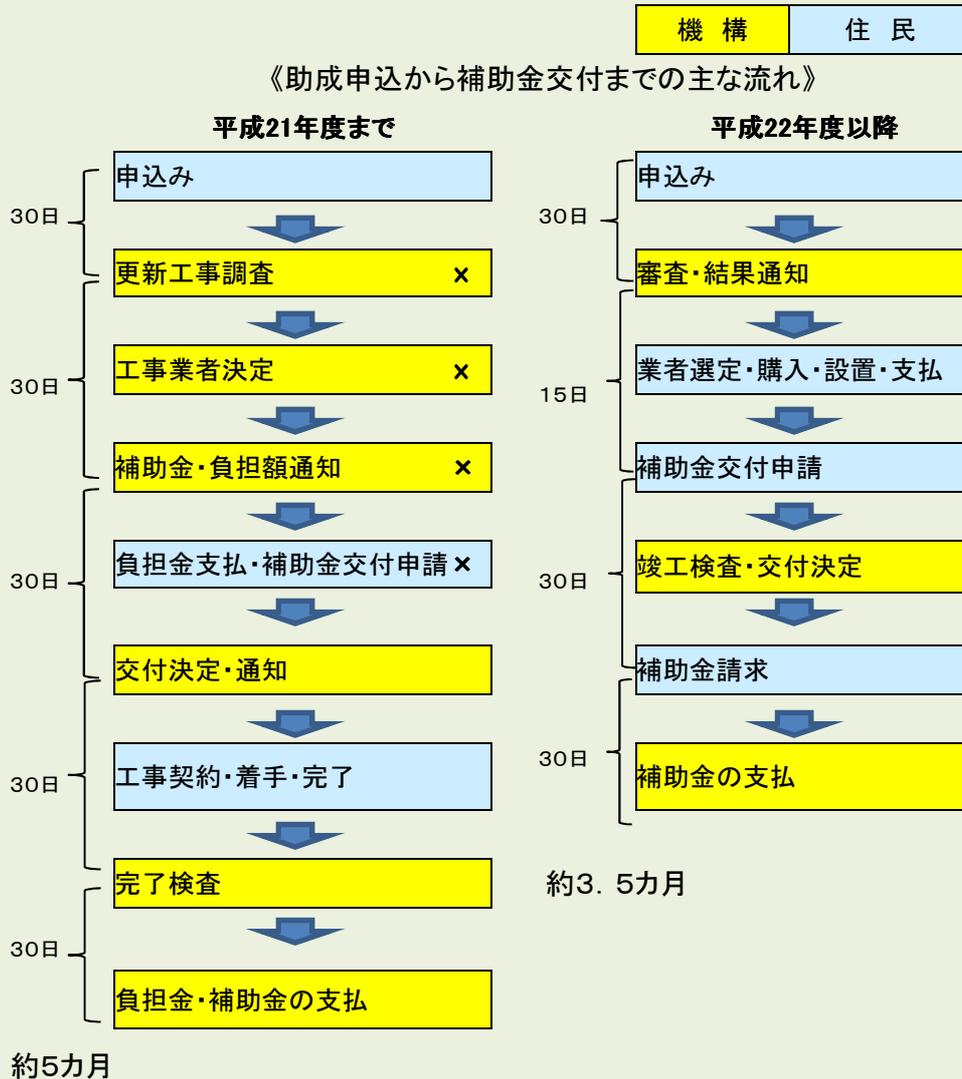
《平成21年度まで》 機能回復工事

住民負担C $A \times 20\%$	国負担D ※Aの70% $B - C + ((A - B) \times 50\%)$	定額B ($A \times 80\%$)	標準的な 事業費A
			地方E ※Aの10%

《平成22年度以降》 更新工事① 冷暖房機

住民負担C $A \times 30\%$	国負担D ※Aの60% $A \times 60\%$	標準工事額 基準額A
		地方E $A - C - D$

(2) 補助プロセスの見直しにより機器設置から補助金交付までの期間を短縮。



(3) 換気扇の補助対象仕様を必要最低限の機能に改め、熱交換型から強制給排気型に変更。

○住民サービスレベルの確保

住民サービスレベルの確保のため、次の取組を行った。

- ・毎年度、関係自治体の広報誌や機構ホームページの活用により、事業の周知に努めた。
- ・大阪国際空港の騒音対策区域の見直しについて、リーフレットを作成し、市を通じて各戸に配布するとともに、市の広報誌や機構ホームページでも周知した。
- ・定額制の導入について、大幅に変更となった補助プロセスの説明や質疑応答、手続きの手引き書等の資料をホームページに随時掲載するとともに、関係自治体にその情報を提供して市町役所窓口への掲示、自治会への回覧等を依頼し、広く周知を図った。
- ・関係自治体との連携を深め、申請書の受付状況をより早期に把握することで、受理や審査に係る処理期間の短縮を図った。

- ・平成24年7月の関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に伴う、大阪国際空港に係る事業の承継については、関係自治体へも協力依頼を行い、周辺住民に対する事前周知を十分に行うことにより、円滑に業務を承継することができた。
- ・福岡空港事業本部においては、平成24年度から、申請関係書類を機構ホームページからダウンロードして入手できるようにした。

2) 次期中期目標期間における見通し

関係自治体の広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により情報提供を行い、円滑な事業執行に努めるとともに、事務処理の効率化等を図る。

(5) 業務の確実な実施
③ 移転補償事業

(中期目標)

以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。

③ 移転補償事業については、事務処理の迅速化・効率化を図ること。

また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて事業を実施すること。

(中期計画)

周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。

③ 移転補償事業

イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。

ロ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

(大阪国際空港事業本部)

大阪国際空港の騒音対策区域の見直し（平成21年3月公布、移転補償事業は平成22年10月1日適用）により移転補償対象となる第2種区域は大きく縮小されたが、申請があった2件の移転補償を実施した。

また、中村地区の繰越案件について、平成21年4月に移転が完了した。

平成24年7月の関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に伴う、大阪国際空港に係る事業の承継については、関係自治体へも協力依頼を行い、申請者に対する事前周知を十分に行うことにより、円滑に業務を承継することができた。

移転補償実績

項目		年度					合計
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
土地	件数	0件	0件	1件	1件	0件	2件
	面積	0.00㎡	0.00㎡	40.31㎡	105.74㎡	0.00㎡	146.05㎡
建物	件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	延面積	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
借家人	件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件



(福岡空港事業本部)

申請物件に係る隣接関係や相続問題の解消等に関する事前の相談、移転計画についての助言等にきめ細かく対応するとともに、平成20年度から、土地測量調査業務と建物調査業務を分離発注することで、物件調査等を効率的に行うなど、事業の円滑化、迅速化を図った。

(1) 事務処理の効率化に関する実績

項目	年度					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	21件	19件	10件	15件	10件	5件
事務処理期間	432日	409日	414日	386日	400日	372日
対19年度比	—	△ 23日	△ 18日	△ 46日	△ 32日	△ 60日

※対19年度比平均 …… △ 35.8日

(2) 移転補償実績

項目	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
		土地	件数 20件	10件	15件	10件	5件
	面積	14,646.81 m ²	12,546.57 m ²	8,418.47 m ²	6,710.84 m ²	3,575.54 m ²	45,898.23 m ²
建物	件数	13件	4件	10件	5件	1件	33件
	延面積	4,329.20 m ²	1,252.20 m ²	3,331.40 m ²	1,321.15 m ²	495.10 m ²	10,729.05 m ²
借家人	件数	5件	1件	5件	5件	1件	17件

※20年度から24年度までにおいて、計4.6haの土地の買い入れを行った。

これは、対象面積178.4haの2.6%に当たり、24年度末現在で進捗率48.1%となった。

<移転補償事業に係る物件調査の分離発注>

年度	平成19年度		平成20年度		
	調査名称	調査測量業務	空港周辺測量調査業務	空港周辺建物調査業務	
調査項目	用地測量 (現地踏査) (公図等の転写) (境界確認) (境界測量) (用地境界仮杭設置) (境界点間測量) (面積計算) (用地実測図原図作成) (土地調書作成)	↑ 工期 ↓	地積測量 (現地踏査) (公図等の転写) (復元測量) (境界確認) (境界測量) (用地境界仮杭設置) (境界点間測量) (面積計算) (用地実測図原図作成) (土地調書作成)	↑ 工期 ↓	
	図面作成		図面作成		
	建物等の調査 (現地踏査)				建物等の調査 (現地踏査)
	物件の調査 (建物の調査)				物件の調査 (建物の調査)
	工作物の調査 (附帯工作物の調査及び算定) (動産に関する調査及び算定)				工作物の調査 (附帯工作物の調査及び算定) (動産に関する調査及び算定)
	営業その他の調査 (その他通損に関する算定)				営業その他の調査 (その他通損に関する算定)

・分離発注により調査業務を並行して行うことで、工期を短縮。



2) 次期中期目標期間における見通し

移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談に対し、申請者に対して懇切、丁寧な対応を行い、円滑な事業執行に努めるとともに、事務処理の効率化等を図る。

(5) 業務の確実な実施 ④ 大阪国際空港周辺における緑地整備事業

(中期目標)

以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。

- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて、機構においても事業計画の変更・修正等を行うこと。

(中期計画)

周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。

- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。

また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

- 利用緑地、緩衝緑地第Ⅰ期事業の用地取得については、都市計画事業認可面積の要買収面積約13.9haに対し約13.3haの買収を完了し、また、造成・植栽についても、都市計画事業認可面積12.9haに対し約12.5haの造成・植栽を完了したが、緩衝緑地第Ⅰ期事業認可期間満了となる平成23年度末において完遂できなかった。

なお、利用緑地については、事業期限である平成20年度末時点においても、未買収地があったことから、更に5年間の期間延伸により平成25年度末までとなっており、平成24年7月以降の事業について新関西国際空港(株)へ承継を行った。

- 緩衝緑地第Ⅱ期事業分については、大阪国際空港緑地整備推進協議会幹事会や同協議会分科会において、国・地元自治体等とともに、都市計画事業承認・認可について継続的に協議・調整を行った。

なお、平成24年7月以降の事業については、新関西国際空港(株)へ承継を行った。

大阪国際空港周辺緑地整備事業用地取得状況(大阪府側)

単位:ha

事業区域	都市計画決定			買収実績							進捗率 (%)		未買収地	
	全体面積 ①	公共用地等 ②	要買収面積 ③	平成19年度 未現在 買収実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計 ④	全体面積比	要買収面積		
											比率 (②+④)/①	比率 ④/③		③-④
緩衝緑地	I 期地区	17.30	10.76	6.54	5.35	0.19	0.30	0.35	0.00	0.00	6.19	97.98	94.65	0.35
	II 期地区	19.18	10.20	8.98	2.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.28	65.07	25.39	6.70
	小 計	36.48	20.96	15.52	7.63	0.19	0.30	0.35	0.00	0.00	8.47	80.67	54.57	7.05
利用緑地	住居系	7.40	4.30	3.10	2.91	0.00	0.07	0.00	0.00	0.00	2.98	98.38	96.13	0.12
	非住居系	6.12	1.90	4.22	4.07	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	4.16	99.02	98.58	0.06
	小 計	13.52	6.20	7.32	6.98	0.09	0.07	0.00	0.00	0.00	7.14	98.67	97.54	0.18
合 計	50.00	27.16	22.84	14.61	0.28	0.37	0.35	0.00	0.00	15.61	85.54	68.35	7.23	

※昭和62年 2月27日 都市計画決定 約50ha (緩衝緑地36.5ha,利用緑地13.5ha)

利用緑地 昭和63年 1月13日 事業承認・認可 約7.4ha(住居系)

平成 6年 9月22日 事業承認・認可 約6.1ha(非住居系)

平成21年 3月11日 事業期間延伸 平成26年 3月31日まで

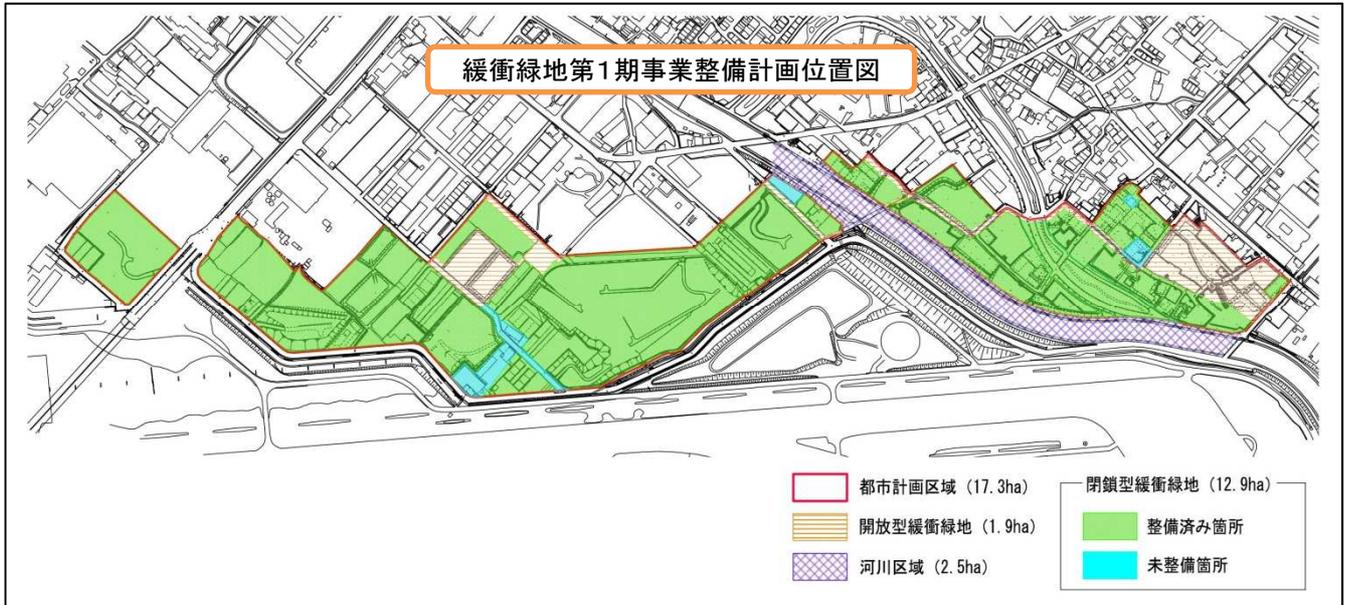
緩衝緑地 平成14年 4月 1日 事業承認・認可 約17.3ha(I 期)

平成19年 3月30日 事業期間延伸(I 期) 平成24年 3月31日まで

大阪国際空港周辺緑地整備事業(緩衝緑地 I 期)整備状況

単位:ha

1期全体 整備面積	緩衝緑地整備 面積(閉鎖型)	平成19年度末 整備済面積	進捗率 (%)	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		未整備 面積
				整備面積	進捗率 (%)									
				整備済面積										
17.30	※12.90	7.91	61.2	0.62	66.0	0.81	72.3	1.87	86.8	1.29	96.9	0.00	96.9	0.4
				8.53		9.34		11.21		12.50		12.50		



(5) 業務の確実な実施
⑤ 福岡空港周辺における緑地整備事業

(中期目標)

以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。

⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(中期計画)

周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。

⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

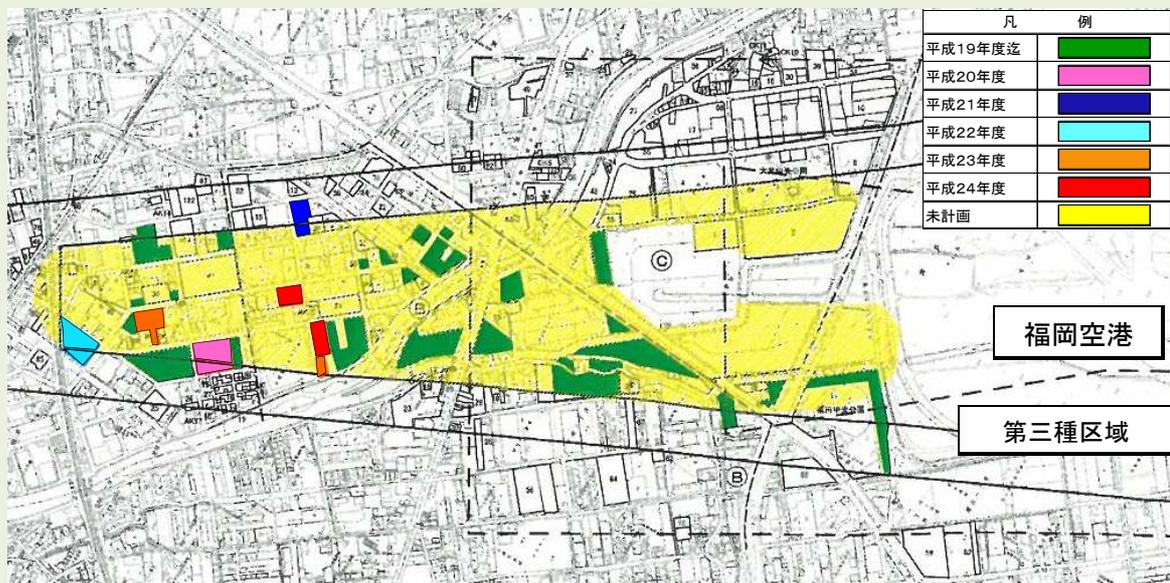
1) 中期目標期間における取組

第3種区域内の移転補償跡地について、地元住民の了解を得られた所から計画的に緑地整備を行うこととし、地元住民及び自治会並びに関係自治体と調整を行い、毎年度、年度計画どおり緩衝緑地の造成・植栽を行った。

福岡空港周辺緑地整備事業整備状況

対象面積	平成19年度末整備済面積	進捗率 (%)	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		未計画面積
			整備面積	進捗率 (%)									
			整備済面積										
55.10	15.59	28.3	0.44	29.1	0.21	29.5	0.36	30.1	0.31	30.7	0.35	31.3	37.84
			16.03		16.24		16.60		16.91		17.26		

緩衝緑地事業箇所図(福岡空港北側地区)





2) 次期中期目標期間における見通し

第三種区域における緩衝帯としての緑地整備について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進する。

(6) 空港と周辺地域の共生

(中期目標)

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

(中期計画)

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の措置を講ずる。

イ 2. (1)、①国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ること等により、積極的に啓発活動を行う。

ロ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入れには適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深める。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

- 大阪、福岡両事業本部でそれぞれ開催した連絡協議会幹事会において、機構から地域への出前講座も含めた校外学習の受け入れについて、教育委員会などへの働きかけをお願いした。
- 校外学習の受け入れ促進のため、両事業本部でそれぞれ空港周辺の市・町教育委員会事務局にPR活動を実施した。
- 大阪国際空港事業本部において、平成20年7月、平成21年12月、平成22年12月及び平成23年12月に、大阪産業大学からの校外学習の受け入れを行った。
- 大阪国際空港事業本部において、平成23年1月に空港ターミナル会社主催の地元小学生の施設見学会に参加し、空港周辺環境対策について講義を行った。
- 福岡空港事業本部において、平成24年11月に福岡空港で開催された「空の日」のイベントに参画し、小学生やその保護者等約180人を対象とした空港内バスツアーを活用し、機構の事業内容と趣旨について、子どもにも分かり易い資料を用いて理解を求める等の啓発活動を行った。

2) 次期中期目標期間における見通し

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。

- ① 国及び関係自治体と十分な意思疎通を図る。
- ② 機構の事務・事業の運営状況について、透明性を確保する観点から、より一層の広報の充実に努める。
- ③ 地域への啓発活動を行う。
- ④ 機構に寄せられた質問・意見については、整理・分析を行い、地域住民のニーズの把握に努める。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(中期目標)

平成21年度までに欠損金の解消を図ること。

(中期計画)

(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画については以下のとおり。

欠損金については平成21年度までに確実に解消を図ることとする。

予算

収支計画

資金計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収入	42,008
業務収入	5,314
補助金収入	7,048
受託金収入	25,337
負担金収入	1,590
長期借入金等収入	2,465
雑収入	60
繰越金受入	193
支出	41,875
大阪固有事業	3,100
福岡固有事業	4,753
受託事業	23,712
その他事業	5,795
人件費	3,487
一般管理費	1,029

(単位:百万円)	
区 分	金 額
費用の部	38,110
経常費用	38,109
業務費用	33,472
大阪固有事業	1,379
福岡固有事業	2,572
受託事業	23,711
その他事業	5,810
一般管理費	4,491
人件費	3,486
物件費	1,001
減価償却費	4
財務費用	146
雑損	0
臨時損失	0
収益の部	39,425
経常収益	39,425
業務収入	5,314
受託収入	25,337
補助金等収益	8,732
財務収益	42
雑益	0
臨時利益	—
純利益	1,315
目的積立金取崩額	—
総利益	1,315

(単位:百万円)	
区 分	金 額
資金支出	43,595
業務活動による支出	38,421
投資活動による支出	1,499
財務活動による支出	3,068
次期繰越金	607
資金収入	43,595
業務活動による収入	40,443
業務収入	5,317
受託金収入	25,337
その他の収入	9,789
投資活動による収入	150
補助金による収入	150
財務活動による収入	1,465
前期よりの繰越金	1,537

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

予算については、「随意契約見直し計画」への取組、一般競争入札等の対象の拡大、人件費の削減、福利厚生制度の見直し及び事務所賃貸料の引き下げを実現するなど、一般管理費、事業費等の支出の抑制に努め、効率的かつ適正な執行を行った。

収支計画については、再開発整備事業における賃借人の撤退に伴う減収要因があったものの、後継テナントの確保や費用の抑制に努めた結果、計画を上回る利益を確保することができた。

資金計画についても、同様の理由から計画と比較して次期繰越金が増加した。

繰越欠損金については、計画より1年早く平成20年度決算において解消した。

中期計画実績（平成20年度～平成24年度）

予算

収支計画

(単位：百万円)

区 分	計画額	実績額	差 額
収入	42,008	25,780	△ 16,228
業務収入	5,314	5,329	15
補助金収入	7,048	3,694	△ 3,354
受託金収入	25,337	14,754	△ 10,583
負担金収入	1,590	407	△ 1,183
長期借入金等収入	2,465	1,471	△ 994
雑収入	60	124	64
繰越金受入	193	—	—
支出	41,875	25,566	△ 16,309
大阪固有事業	3,100	2,944	△ 156
福岡固有事業	4,753	3,166	△ 1,587
受託事業	23,712	13,338	△ 10,374
その他事業	5,795	2,284	△ 3,511
人件費	3,487	3,051	△ 436
一般管理費	1,029	784	△ 245

(単位：百万円)

区 分	計画額	実績額	差 額
費用の部	38,110	23,035	△ 15,075
経常費用	38,109	22,961	△ 15,148
業務費用	33,472	18,973	△ 14,499
大阪固有事業	1,379	1,358	△ 21
福岡固有事業	2,572	1,759	△ 813
受託事業	23,711	13,607	△ 10,104
その他事業	5,810	2,249	△ 3,561
一般管理費	4,491	3,873	△ 618
人件費	3,486	3,182	△ 304
物件費	1,001	676	△ 325
減価償却費	4	16	12
財務費用	146	111	△ 35
雑損	0	5	5
臨時損失	0	74	74
収益の部	39,425	24,683	△ 14,742
経常収益	39,425	24,653	△ 14,772
業務収入	5,314	5,342	28
受託収入	25,337	15,051	△ 10,286
補助金等収益	8,732	4,209	△ 4,523
財務収益	42	35	△ 7
雑益	0	17	17
臨時利益	—	32	—
純利益	1,315	1,648	333
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益	1,315	1,648	333

※ 係数は単位未滿を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

※ 計画額は中期計画変更後（H24年3月）の係数である。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

資金計画

(単位：百万円)

区 分	計画額	実績額	差 額
資金支出	43,595	43,126	△ 469
業務活動による支出	38,421	22,171	△ 16,250
投資活動による支出	1,499	8,964	7,465
財務活動による支出	3,068	3,312	244
承継等予定額	—	1,530	1,530
次期繰越金	607	511	△ 96
資金収入	43,595	43,126	△ 469
業務活動による収入	40,443	24,734	△ 15,709
業務収入	5,317	5,430	113
受託金収入	25,337	14,805	△ 10,532
その他の収入	9,789	4,499	△ 5,290
投資活動による収入	150	9,000	8,850
補助金による収入	150	1,199	1,049
財務活動による収入	1,465	1,383	△ 82
前期よりの繰越金	1,537	1,373	△ 164

2) 次期中期目標期間における見通し

次期中期計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定する。

4. 短期借入金の限度額

(中期計画)

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

短期借り入れは行わなかった。

2) 次期中期目標期間における見通し

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

(中期計画)

該当なし

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

該当なし

2) 次期中期目標期間における見通し

該当なし

6. 剰余金の使途

(中期計画)

固有事業に充てる。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

毎年度決算において生じた剰余金は、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。

2) 次期中期目標期間における見通し

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 給与水準

(中期目標)

整理合理化計画等で指摘されている給与水準に関する検証及び取組については速やかにかつ適切に対応すること。

(中期計画)

当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。

さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

役職員の給与について以下の措置を講じ、給与水準の適正化に努めた。

なお、これらの取組状況はホームページにて公表している。

- ・ 国家公務員の給与改正を踏まえ、俸給表や期末・勤勉手当支給割合等を国と同様に引き下げ（毎年度）
- ・ 管理職手当を減額（H21.1.1 施行）
- ・ 賞与に係る管理職加算率を引き下げ（H21.1.1 施行）
- ・ 自宅に係る住居手当を廃止（H21.12.1 施行）
- ・ 55歳を超える管理職員の俸給等を1.5%減額（H22.12.1 施行）
- ・ 賞与に係る課長級の管理職加算率を廃止（H24.4.1 施行）
- ・ 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）を踏まえ、役員報酬及び職員給与を国と同様に引き下げ（H24.4.1 施行）
- ・ 俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一とするため、給与規程を改正（H25.4.1 施行）

各年度の給与水準(ラスパイレス指数)

(単位:ポイント)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対国家公務員指数	109.1	107.5	106.6	106.6	109.9	113.8
増減数	—	△ 1.6	△ 2.5	△ 2.5	0.8	4.7

※ 増減数については、平成19年度からの増減である。

(国に比べて給与水準が高くなっている理由)

- 本省からの出向者が多いこと

本省の職員の平均給与月額是国家公務員全体の平均給与月額より高いものとなっている。当機構においては、本省からの出向者が多いことから、当機構の給与水準が引き上げられる要因となっている。

- 地域手当の異動保障を受けている者が多いこと

本省（東京都特別区）からの出向者が多いことに伴い、地域手当の異動保障を受けている者が多いことから、当機構の給与水準が引き上げられる要因となっている。（東京18%、大阪・福岡10%）

- 平成23年度に給与水準が増加した特殊要因

当機構の調査対象者は、平成24年7月の大阪国際空港事業本部の廃止に向けた組織見直しに伴い、平成22年度の37名から20名へと大幅に減ったため、個々の給与額が全体の指数に与える影響が大きくなっている。

この中で、56歳～59歳の年齢階層において、対象者3名の内2名が部長級、1名が課長級の職員であることから、指数が121.5となっており、全体の指数が大きく上がった要因となっている。

- 平成24年度に給与水準が増加した特殊要因

当機構の調査対象者は、大阪国際空港事業本部の廃止に伴い16名へと大幅に減ったため、個々の給与額が全体の指数に与える影響が大きくなっている。

この中で、当機構の調査対象者に占める管理職の割合は25%（16名中4名）となっており、国家公務員全体の管理職の割合17%に比して、ラスパイレス指数算出の母数に占める管理職の割合が大きくなっている。この調査対象となっている管理職4名に係る指数は128.3であり、全体の指数が大きく上がった要因となっている。

2) 次期中期目標期間における見通し

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費の削減については、平成24年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置を講じたが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。

(1) 人事に関する計画

② 定年退職者の補充

(中期目標)

業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

(中期計画)

定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

定年退職者の補充は行わなかった。

定年退職者数

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
1	1	2	1	0	5

<参考> 総人件費改革の取組状況

人員削減状況

区分	平成17年度 (基準年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人員数(人)	95	83	79	68	64	31
削減率(%)	—	△12.6%	△16.8%	△28.4%	△32.6%	△67.4%

※ 削減率については、基準年度である平成17年度との比較である。

総人件費の削減状況

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
給与、報酬等支給総額 (A)	750,450	688,485	642,147	555,778	523,118	266,535
削減率(%)	—	△8.3%	△14.4%	△25.9%	△30.3%	△64.5%
退職手当支給額 (B)	1,386	32,544	39,865	63,128	43,969	3,027
削減率(%)	—	2,248.1%	2,776.3%	4,454.7%	3,072.4%	118.4%
非常勤役員等給与 (C)	47,021	47,283	58,184	38,543	35,081	17,798
削減率(%)	—	0.6%	23.7%	△18.0%	△25.4%	△62.1%
福利厚生費 (D)	119,017	111,362	101,871	89,285	82,269	44,544
削減率(%)	—	△6.4%	△14.4%	△25.0%	△30.9%	△62.6%
最広義人件費 (A+B+C+D)	917,874	879,674	842,067	746,734	684,437	331,904
削減率(%)	—	△4.2%	△8.3%	△18.6%	△25.4%	△63.8%

※ 削減率については、平成19年度との比較である。

(3) 大阪国際空港に係る業務並びに権利及び義務の新関西国際空港株式会社への承継

(中期目標)

「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号）において、大阪国際空港に係る機構が行っている業務並びに機構の権利及び義務を平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社に承継することとされたところであり、その適性かつ円滑な承継を図るため、機構は必要な措置を講ずること。

(中期計画)

「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号）において、大阪国際空港に係る機構が行っている業務並びに機構の権利及び義務を、平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社に承継することとされたところであり、その適性かつ円滑な承継を図るため、機構は必要な措置を講ずる。

○ 中期目標期間における取組及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組

関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に伴い、大阪国際空港に係る機構が行っている業務並びに機構の権利及び義務は、平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社へ適正かつ円滑に承継することができた。

また、経営統合に伴う大阪国際空港事業本部の廃止及び福岡空港事業本部への本社機能の移転も円滑に行うことができた。

承継及び本社機能移転を行うにあたっては、以下のような取組を行った。

1. 「承継実施計画」の策定

「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置に関する法律」（平成23年法律第54号）附則第3条第1項に基づき国土交通大臣が定めた「承継方針」に従い、同法附則第4条第3項に基づき、「承継実施計画」を作成し、国土交通大臣の認可を受けた。

承継実施計画に定めた事項

一 会社に引き継がせる業務の種類及び範囲

- (1) 緑地帯その他の緩衝緑地帯の造成及び管理に関する業務
- (2) 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の建設及び管理に関する業務
- (3) 航空機騒音障害防止法第8条の2に規定する工事に関する助成に係る業務
- (4) 航空機騒音障害防止法第9条第1項の規定による同項に規定する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第2項の規定による土地の買入れに関する業務

- (5) (1) から (4) に掲げる業務に附帯する業務
- 二 会社に承継させる資産、債務その他の権利及び義務
- (1) 資産
- ①現金及び預金 ②未収金 ③たな卸資産 ④前払費用 ⑤有形固定資産
⑥無形固定資産 ⑦投資その他の資産
- (2) 債務
- ①未払金 ②未払費用 ③前受金 ④預り金 ⑤賞与引当金 ⑥長期借入金
⑦空港周辺整備債券 ⑧退職給付引当金 ⑨預り敷金及び保証金
- (3) その他の権利及び義務
- ①職員の雇用契約に関する権利及び義務 ②契約に係る権利及び義務
③協定等に係る権利及び義務 ④その他の権利及び義務
- 三 その他業務等の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項
- (1) 手続中の事務の取扱いに関する事項
- (2) 法附則第6条第4項に規定する関係地方公共団体に分配する財産に関する事項
- ①関係地方公共団体に分配する財産の額
②関係地方公共団体に分配する財産の種類
- (3) 承継に関する実施計画作成後の承継内容の変更等に伴う権利及び義務の承継に関する取扱いに関する事項

<参考>

『**関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律**
(平成二十三年五月二十五日法律第五十四号)』抜粋

附 則

(承継方針)

第三条 国土交通大臣は、関西空港会社が営んでいる事業並びに関西空港会社の権利及び義務（以下「関西空港会社の事業等」という。）並びに独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が行っている業務並びに機構の権利及び義務（以下「機構の業務等」という。）の会社への適正かつ円滑な承継を図るため、関西空港会社の事業等及び機構の業務等の承継に関する方針（以下この条及び次条において「承継方針」という。）を定めなければならない。

2 承継方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めることとする。

- 一 会社に引き継がせる関西空港会社の事業及び機構の業務の種類及び範囲
二 会社に承継させる関西空港会社及び機構の資産、債務その他の権利及び義務
三 その他会社への関西空港会社の事業等及び機構の業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

4 承継方針は、前項に規定するもののほか、機構の業務等のうち、大阪国際空港に係るもの（附則第六条第四項の規定により同項の政令で定める関係地方公共団体に対して分配される財産を除く。）を会社に承継させるよう定めなければならない。

5 国土交通大臣は、承継方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(実施計画)

第四条 国土交通大臣は、承継方針を定めたときは、関西空港会社及び機構に対し、関西空港会社の事業等又は機構の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

2 実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項（関西空港会社にあつては関西空港会社に係る事項に限り、機構にあつては機構に係る事項に限る。）について記載するものとする。

3 関西空港会社又は機構は、第一項の規定による指示があつたときは、国土交通大臣が定める期間内に承継方針に従い実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 関西空港会社又は機構は、実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 国土交通大臣は、前二項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

2. ワーキンググループの設置

新関西国際空港株式会社への業務等の承継並びに本社機能の大阪国際空港事業本部から福岡空港事業本部への移転を円滑に実施するため、機構内ワーキンググループを平成22年11月に設置し、課題や問題点の抽出・整理を行い、その解決に向けた取組を組織一丸となって取り組んだ。

○ワーキンググループの開催状況

回数	開催日	議題
第1回	H22.11.1	<ul style="list-style-type: none"> ・経営統合に関する現状の把握 ・機構改正に係る制度設計案の検討 ・機構組織移行案の検討
第2回	H22.12.9	<ul style="list-style-type: none"> ・業務承継に係る検討事項の洗い出し・確認
第3回	H23.2.4	<ul style="list-style-type: none"> ・業務承継に向けた作業工程表の作成
第4回	H23.4.27	<ul style="list-style-type: none"> ・関空伊丹統合スケジュール案 ・業務承継に向けた作業工程表案 ・承継に関する実施計画(素案)
第5回	H23.7.27	<ul style="list-style-type: none"> ・経営統合に関する組織設置について (経営統合準備協議会、経営統合準備室) ・経営統合までの想定スケジュール ・当面の課題、検討事項 ・新関空会社後における現行環境対策事業 ・事業毎の想定スケジュール ・大阪局のアドバイザー契約の役割とその対応 ・経営統合準備室より近況報告
第6回	H23.10.21	<ul style="list-style-type: none"> ・業務承継に向けた課題の抽出、認識 ・作業工程表
第7回	H24.2.16	<ul style="list-style-type: none"> ・承継及び本社機能移転の進捗状況の共有 ・課題、問題点の整理
第8回	H24.5.15	<ul style="list-style-type: none"> ・承継に向けた機構内取り組みのまとめ ・引っ越し準備等スケジュール

3. 関係自治体、経済界等及び地元関係者との意見交換等

関西国際空港・大阪国際空港経営統合の円滑な実施に資するための国が開催する各種会議に参加し、情報の提供及び共有を図った。

○関係機関、周辺自治体との意見交換会（国土交通省航空局主催、計7回）

- ・第1回：平成22年 9月30日 【出席団体等】
- ・第2回：平成22年11月22日
 - ・大阪府
 - ・兵庫県
- ・第3回：平成22年12月21日
 - ・和歌山県
- ・第4回：平成23年 1月20日
 - ・大阪市
 - ・神戸市
- ・第5回：平成23年 2月18日
 - ・大阪国際空港周辺都市対策協議会
- ・第6回：平成23年11月30日
 - ・泉州市・町関西国際空港対策協議会
- ・第7回：平成24年 3月30日
 - ・(社)関西経済連合会
 - ・大阪商工会議所
 - ・神戸商工会議所
 - ・(独)空港周辺整備機構
 - ・(財)空港環境整備協会
 - ・大阪国際空港ターミナル(株)
 - ・関西国際空港(株)
 - ・国土交通省航空局
 - ・国土交通省大阪航空局

○関西国際空港・大阪国際空港経営統合準備協議会（国土交通省航空局主催、計2回）

（関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に向けた所要の準備を円滑に進めていくために設置）

- ・第1回：平成24年 8月 9日 【メンバー】
- ・第2回：平成24年11月30日
 - ・国土交通省航空局
 - ・大阪航空局
 - ・関西国際空港(株)
 - ・(独)空港周辺整備機構

○地元関係者、周辺自治体等への説明（国土交通省航空局主催、計5回）

- ・平成22年10月20日 大阪国際空港調停団（第1次、第2次、第3次）、伊丹市
- ・平成22年11月 5日 大阪府、兵庫県、伊丹市
- ・平成22年11月12日 豊中市、池田市、川西市、宝塚市
- ・平成22年11月30日 大阪府、兵庫県、伊丹市、豊中市、池田市、川西市、宝塚市
- ・平成24年 4月19日 大阪府、兵庫県、伊丹市、豊中市、池田市、川西市、宝塚市
新関西国際空港(株)

4. 各事業の周辺住民及びテナント業者への説明

- ・再開発整備事業：平成23年12月から平成24年1月にかけて、各テナント事業者と面談を行い、当該事業については新会社移行後も、原則現行の契約どおり承継する旨の説明を行った。
- ・移転補償事業：国の受託事業であり、事業の責任者は国であるため、機構において移転補償事業対象区域の未補償物件の対象者に対して周知することは難しいと判断したが、以前価格交渉により破談した対象者については個別に説明を行った。また、業務等承継にかかる実務について、機構のホームページにて周知を行った。

- ・民家防音事業 : 平成24年1月から機構のホームページにて、業務等承継にかかる詳細な実務について掲載するとともに、関係市の広報誌へも掲載依頼を行った。

また、引き続き空港周辺住民の方々から問い合わせがある、民家防音事業の電話番号については、新関西国際空港株式会社へ業務等が承継されても同番号となるように取り組んだ。

5. 監査法人とのアドバイザリー契約（国土交通省大阪航空局契約）

業務承継に向けた財務、組織・業務、法務等に係る円滑な実施を図るために国土交通省大阪航空局が契約した、監査法人とのアドバイザリー契約を活用し、有識者（公認会計士等）の助言・指導・作業補助等を受けることで、円滑かつ効率的な承継を図った。

【契約相手方】 新日本有限責任監査法人

6. 承継の実現に向けた取組項目及び会議

新関西国際空港株式会社への承継に関する取組については、大阪国際空港事業本部において、組織・人員縮減を行いながらも、組織一丸となって通常業務の更なる合理化・簡素化などの努力を行いながら、各事業等の課題解決に向けた取組として抽出した39項目にも及び課題等への取組や7種の会議（開催回数39回）での打ち合わせなどの取組を行った。

○取り組んだ項目及び会議

総務・企画関係	
1	事務所移転に関する調整、備品整理等
2	現事務所解約関係調整
3	新会社の組織・要員関係
4	プロパー職員の検討
5	派遣職員の検討
6	給与形態の調整
7	現宿舍の調整
8	各種規程類の改正
9	保存文書の引継等
10	中期計画の変更
11	承継に関する実施計画の策定
12	株式発行計画に関すること
13	課内ミーティング

会計関係	
1	資産評価に関すること
2	承継する契約分類、相手方への通知検討
3	固定資産の承継作業
4	大阪本部分の仮決算についての検討
5	地公体への分配財産の調整
6	福岡本部への移転及び残務処理調整
7	会計規程の調整
8	課内ミーティング

再開発整備事業	
1	国有地の新会社出資関係
2	貸付相手方への周知面談
3	買い戻し特約抹消登記検討
4	借受県有地の調整
5	所有資産の所有権移転手続き
6	課内ミーティング

緑地造成事業	
1	利用緑地未補償物件引継
2	覚書等の改定
3	今後の緑地事業に関する調整
4	課内ミーティング

移転補償事業	
1	住民への周知活動

民家防音事業	
1	民家防音事業スキーム検討
2	地公体要綱改正に係る調整
3	新会社用要綱作成
4	住民への周知活動
5	助成申込に係る検討
6	地公体との事務協力関係検討
7	課内ミーティング

（合計39項目）

各種会議等	開催回数
1 機構内WG	8
2 監査法人との定例会	14
3 監査法人からのヒアリング	5
4 監査法人との個別会	3
5 緑地担当者会議	4
6 会計担当者会議	6
7 給与担当者会議	2
計	42

7. 大阪国際空港事業本部の新関西国際空港株式会社へ承継した資産及び負債

H24.7.1

資産の部		負債の部	
(承継流動資産)	1,560,094,404	(承継流動負債)	321,292,829
現金及び預金	1,530,103,091	預り補助金等★	40,000
未収金	5,354,896	未払金	4,622,545
たな卸資産	23,584,360	未払費用	2,499,573
前払費用	1,052,057	一年以内返済予定長期借入金	260,735,558
(承継固定資産)	1,913,981,042	受託業務前受金★	27,370
(承継有形固定資産)	1,909,104,238	前受金	51,816,450
土地	21,500,000	賞与引当金	1,551,333
建物	1,758,119,592	(承継固定負債)	1,706,314,814
構築物	128,424,505	資産見返補助金等★	163,288,114
器具・備品	1,060,141	長期預り補助金等★	45,457
(承継無形固定資産)	1,102,876	空港周辺整備債券	121,600,000
電話加入権	72,000	長期借入金	881,630,943
ソフトウェア	1,030,876	退職給付引当金	29,282,300
(承継投資その他の資産)	3,773,928	預り敷金・保証金	510,468,000
長期前払費用	3,773,928	承継負債合計	2,027,607,643
破産・更生債権等	941,807	純資産の部	
貸倒引当金	△ 941,807	資本金	750,000,000
承継資産合計	3,474,075,446	利益剰余金	696,467,803
		承継に伴う評価差額☆	163,400,941
		承継純資産合計	1,609,868,744

注) 承継資産として、資産と負債の差額 1,609,868,744円を「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置に関する法律」(平成23年法律第54号)附則第5条第11項に基づき当機構から国土交通大臣へ無償譲渡し、国土交通大臣より新関西国際空港株式会社へ株式として出資された。

注) なお、★印の勘定科目は、企業会計基準にはないため修正を行い、その合計額を「承継に伴う評価差額」(☆)として計上した。